

開館後における諸事業について

1 交流創造活動について

(1) 考え方

三重の自然と歴史・文化に関する興味や関心、学習や調査研究、活動など、さまざまなニーズを持つ県民・利用者に対して、以下に詳しく示す三重に関するレファレンス、情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムなどの機会を提供するとともに、それらの活用を県民・利用者と館、県民・利用者相互の交流の中で育み、新たな創造や発信につなげます。

(2) 展開方法

活動の中核的な役割を担う場として、博物館内に「交流創造エリア」を設け、県民・利用者が、活発に利用し、交流できるようにします。「交流創造エリア」は、三重に関するレファレンス、情報の受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムの4つで展開します。

① 三重に関するレファレンス

三重に関して聞きたいことを、気軽に相談を受け対応できる環境づくりを進めます。

※レファレンスの運用方針や規則を平成25年度末までに整備していきます。

② 情報の受発信

博物館がもつ情報を発信するだけでなく、県民がもつ地域における情報も受け入れて、これらの情報を博物館と県民・利用者の双方が活用できるしくみをつくります。

③ 資料の閲覧

資料閲覧のための手続きや方法を定めるなど、資料の保存環境に配慮した閲覧活用のしくみを整備します。

※資料の利用要綱（趣旨、資料等の範囲、利用の目的、利用の内容、利用条件、利用の手続き、遵守事項、弁償の義務、委任）や要領（趣旨、閲覧、借用、複製・複写（模写）、撮影、出版物掲載、その他）を平成25年度末までに整備していきます。

④ 学習交流プログラム

当館では、大きな企画展示室と交流創造エリアでの活動によって、「いつ来ても面白い博物館」であることを目指します。展示と学習交流プログラムを一体的に行うために、当面は企画展に関連した事業を優先的に行うこととします。

i) 企画展を中心に、展示と学習交流プログラムの一体的な活動を行います

博物館で、最もたくさんの人に研究成果や三重の魅力を発信できる方法は、企画展示です。その企画展示を柱として、その内容をより深めたり、違う角度から考えたりするような交流創造活動を行います。

(例)・講演会 (外部講師・館長・学芸員など)

- ・トークショー (対談形式/講演会よりカジュアル)
- ・体験型ワークショップ
- ・担当学芸員によるギャラリートーク (企画展示室内で実施) など

ii) 基本展示の魅力を、より掘り下げて皆さんと考えます

新しい博物館の基本展示が出来上がるまで、当館の学芸員と、連携している大学・博物館・地域の皆さんが共に積み上げてきた成果があります。展示だけでは伝えきれないその魅力を、様々な事業によって展開します。

(例)・大学などとの連携シンポジウム (年1回程度)

- ・学芸員によるミュージアムトーク
- ・体験型ワークショップ

iii) 交流創造エリアを活用し、にぎわいのある空間を作ります

三重県総合博物館の特徴は、誰もが自由に使える広い交流創造エリアです。ここでの事業を積極的に展開することにより、いつ訪れても楽しい雰囲気を感じられる空間を作ります。また、博物館を活用していただいた成果を発信する活動を行い、博物館に関わることの楽しさをアピールします。

(例)・休日のワークショップエリアでの活動

- ・夏休み自由研究のレファレンス強化月間
- ・自由研究発表会 (子どもたちが博物館を活用した成果)
- ・利用者組織によるフェスタ (博物館を活用した成果) など

iv) 県内各地で、三重の特色について学ぶ活動を行います

三重は、豊かな地域資源に恵まれた素敵な場所です。それを県内だけでなく、県外の方にも知っていただき、三重の魅力を再発見するきっかけを作ります。あわせて、観光による交流人口が県内に広がるような事業を展開し、「三重の入口」としての機能を果たします。

(例)・野外観察会

- ・史跡探訪会
- ・出張講演会 など

※学習交流プログラムの種類やその運用方針を平成25年度までに整備していきます。

2 調査研究活動における県民・利用者、様々な団体と協創・連携するしくみ

①利用者個人の研究員制度

利用者が博物館の調査研究方針に即して、個人で博物館の施設や備品を利用して研究活動、あるいは自分の住んでいる地域で活動を行うための研究員の制度を設け、広く研究員に研究への参画をよびかけます。

研究員は個別の研究課題を提案した課題、あるいは館の課題について、担当する学芸員とともに研究を実施します。研究員に対して博物館の施設や備品の

利用、および消耗品の支給には便宜を図ります。

【研究員の種類】

特別研究員：大学の元教授や元研究機関の研究者、園館の元学芸員、博士号保持者など極めて高度な専門性と実績を有していると認められる研究者、および日本学術振興会特別研究員に採択された研究者

市民研究員：上記以外の方で主に博物館の施設を利用して研究を希望する個人。独学で研究されてきた方や、興味を持っていることをさらに詳しく調べたい方が対象。

②協力団体の登録制度

さまざまな団体との連携を強固なものとするため、館への協力団体の登録制度をつくり、広く研究への参画をよびかけます。

③関連団体との連携の強化

大学や企業等と相互協力協定などを締結することにより、連携窓口をつくり連携体制を強化していきます。

④個人が気軽に調査に参加できる仕組み（レポーター制度）

地域の方が三重の自然と歴史・文化について、博物館の研究課題に対して身の回りで調査を行い、その結果を定期的に博物館に報告していただく取組を行います。

3 日常的に県民・利用者が博物館活動へ参加・参画するしくみ

県民・利用者が、日常的に博物館へ参加・参画し、博物館活動や運営をともに進めていくしくみを整備します。

①利用者参画組織（ミュージアム・パートナー（仮称））

平成18年度から活動してきた「三重県立博物館サポートスタッフ」ですが、開館に先立って、より主体的に運営を行えるような体制を、メンバーの方と博物館で準備を進めています。それぞれの興味関心に応じたグループ活動に加わるだけでなく、会員限定イベントに参加したり、メンバーによる情報誌を購読したりと、個人でも博物館とつながりを持つことができる組織となる予定です。

②ボランティア

博物館からの依頼事項に応じて、館内での来館者サービスや、広報などの博物館運営に携わることで、自らの学びを深めることにもつなげるしくみを検討します。